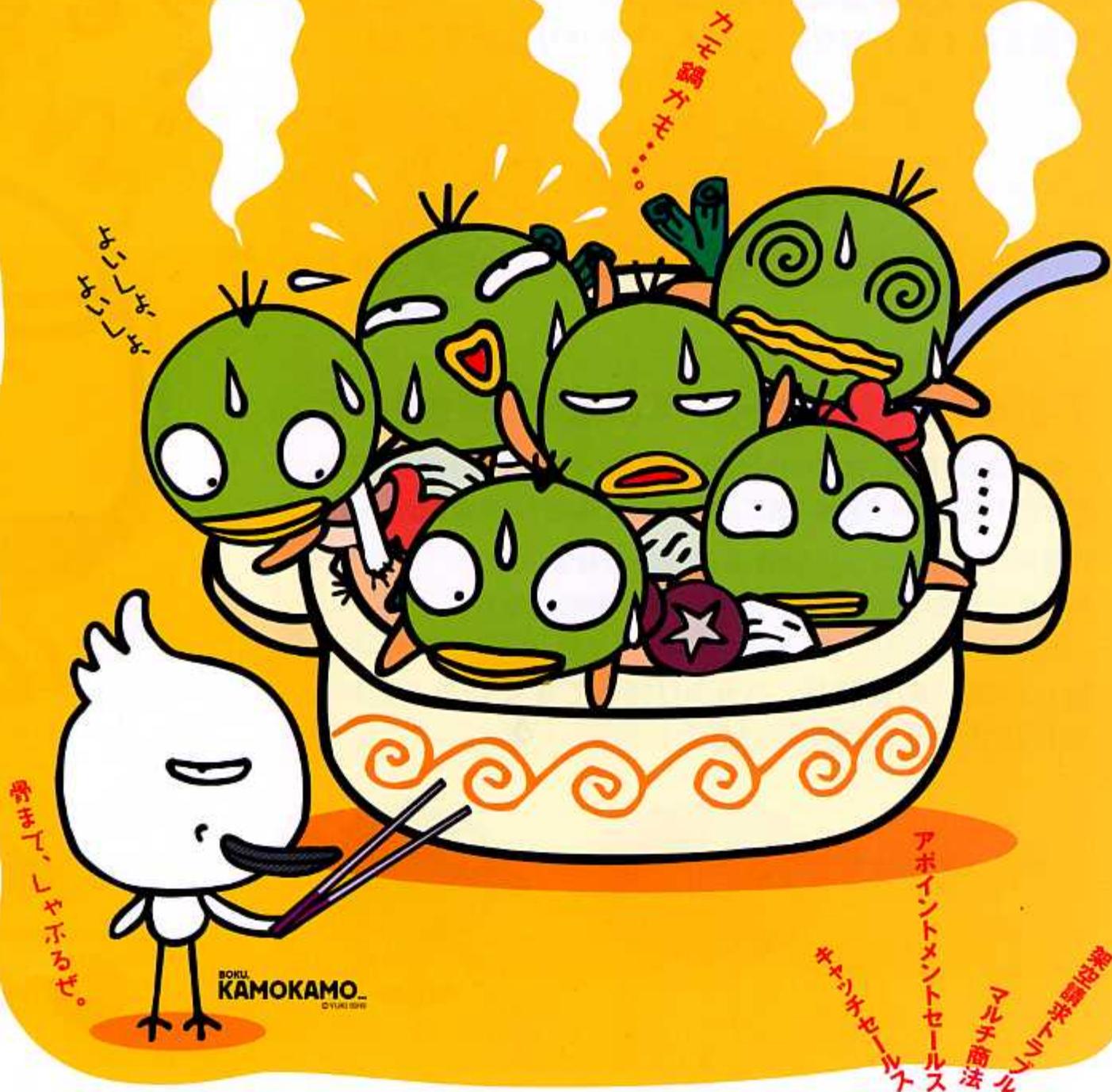


オイシイ話は要注意!

キミのそばにも「悪質商法」!



悪質商法では?
と思ったら、
まず相談。

☎ 055-235-8455

山梨県県民生活センター

キャッチセールスに捕まったかも…。

「無料ネイル、試してみない?」と声をかけられ、ついて行ったら…。
高額な化粧品セットを勧められ、断りづらい雰囲気ですべて契約しちゃった。

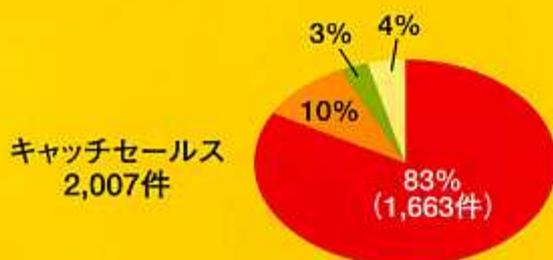
代表例は…化粧品、美顔器、健康食品など

特徴は…女性をターゲットにしたものが多く、未成年者の契約トラブルも多い。

対抗策は…

妙に親しげな言葉には、要注意!

勧誘されてもいらないものは、キッパリと断ること!



アイツも
コイツも
ターゲット。

アポイントメントセールスに捕まったかも…。

「プレゼントを取りに来てね!」と電話があって出かけたなら…。

ダイヤのネックレスを見せられて、断ったのに無理やり買わされちゃった。

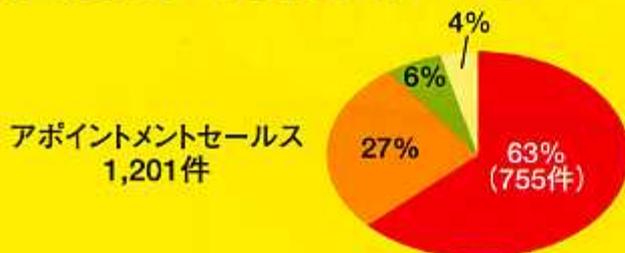
代表例は…アクセサリー、会員権、英会話教材など

特徴は…男性の被害が多く、高額な契約が多い。

対抗策は…

怪しい誘いの電話は、ハッキリ断ってすぐ切ること!

呼び出されても行かないこと!



東京都内の消費生活センターへ

～29歳

30～
59歳

ホントに、ひとごと? キ



BOOK KAMOKAMO. ONLINE

寄せられた相談の件数 (H17年度)

60歳～

不明

マルチ商法に狙われたかも…。

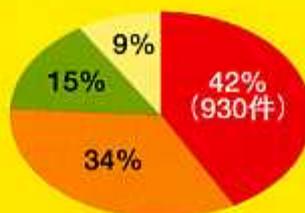
「いい仕事の話がある」と先輩に誘われてネットワークの説明会に行ったら…。入会に必要と言われ、健康食品セットを買わされちゃった。

代表例は…健康食品、化粧品、浄水器など

特徴は…友人・知人から口コミで広がることが多い。

対抗策は…

「絶対儲かる」なんて甘い話は信じないこと!



マルチ商法
2,224件

架空請求されたかも…。

突然、出会い系サイトから請求メールが届いて…。契約した覚えはないけれど、回収に行くと言われて怖くなり、すぐにお金を振り込んだ。

代表例は…出会い系サイトからの請求、債権回収業者を名乗る者からの請求など

特徴は…支払期限に猶予がなく、即決を迫られることが多い。

対抗策は…

請求元には絶対に連絡せずに一切無視すること!



架空請求等
45,241件

ミのそばにも「悪質商法」!

訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけど解約したい…。 そんな時は…クーリング・オフを利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。セールスマン等に強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合などに利用できます。

特定商取引法の改正により、クーリング・オフの所定の期間（8日または20日）を経過した場合であっても、事業者がクーリング・オフを妨害するために虚偽の説明や威迫を行なった結果、消費者が誤認または困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、その事業者が自らクーリング・オフできる旨を記載した書面を消費者に改めて交付し、その期日から所定の期間（8日または20日）を経過するまでの間、消費者はクーリング・オフを行うことができることになりました。

ハガキの書き方（例）

1. 契約書面を受け取った日を含めて下記期間内に書面で通知します。
2. 必要事項をハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
3. クレジット払いで契約をした場合は、クレジット会社宛にも通知してください。
4. ハガキは「配達記録」か「簡易書留」で送ります。
5. 支払ったお金は全額返金されます。商品引き取り料金は業者負担です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務（エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス）	8日間
業務提供誘引販売（内職商法、モニター商法）	20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフできません。

◆消耗品（化粧品、健康食品など）で使用した分は原則クーリング・オフできません。

○年○月○日、貴社と○○の購入契約をしましたが、
解除いたします。
つきましては、支払済みの○○○円を至急返金
してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

○年○月○日
〒○○○-○○○
住所 ○○市○○町○○○
氏名 ○○○○

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

◆山梨県県民生活センター（甲府市）

☎ 055-235-8455（相談専用）

[受付時間/8時30分～12時・13時～17時（月～金）]

※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

◆山梨県県民生活センター地方相談室（都留市）

☎ 0554-45-7843（相談専用）

[受付時間/8時30分～12時・13時～17時（月～金）]

※土・日・祝日・年末年始はお休みです。